令和８年度　年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目
【自動車輸送等関係】

令和８年１１月１０日
近　畿　運　輸　局

「令和８年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

軽井沢スキーバス事故や大型トラックの車輪脱落事故、減少傾向にあるものの未だ根絶に至っていない飲酒運転事故、健康起因による事故など、これまでに発生した事故を踏まえ、各種安全対策を引き続き着実に推進する必要がある。

令和６年１月、羽田空港において、日本航空機と海上保安庁機が衝突する事故を受けて、同年６月に中間とりまとめが行われた。また、令和４年４月に発生した知床遊覧船事故を受けて、「旅客船の総合的な安全・安心対策」が取りまとめられた。自動車交通においても旅客輸送に関する事故は人命に直結するという認識の下、自動車運送事業者においては安全対策を更に徹底していく必要がある。

新型インフルエンザ等感染症対策については、令和６年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が改定されたところである。これらを踏まえ、事業者等は対策の着実な実施に努める必要がある。

これに加えて、豪雨、台風、大雪等自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案や、いわゆるソフトターゲットへのテロ対策の必要性及び複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対するセキュリティ対策の重要性が高まっている。

そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を勘案して、物流・自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

１．期間

令和８年１２月１０日（木）～令和９年１月１０日（日）

２．点検事項

（１）物流・自動車局（自動車交通関係）重点点検事項（※は全省共通重点点検事項）

① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
② 健康管理体制の状況（※）
③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況（※）
④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
⑥ 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
⑦ 貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況

（２）自動車交通関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）

① 点呼の実施、運転者に対する指導監督（※）の実施状況
② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
④ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況（※）
⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（※）
⑥ 新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況（※）

（３）貨物利用運送事業点検事項（※は国土交通省重点点検事項）
① 危険物輸送を管理するための体制整備状況
② 自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況（※）
③ テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報･連絡･指示体制の整備状況（※）
④ 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況（※）

３．点検項目
（１）自動車運送事業者及びバスターミナル事業者並びに自動車道事業者については、別紙「安全総点検実施項目」のとおりとする。
（２）貨物利用運送事業者については、別紙１「点検項目（貨物利用運送事業）」のとおりとする。

４．総点検実施要領
事業者に対しては、期間及び点検実施項目を示し、安全総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。また、特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るものとする。

【自動車運送事業者について】
（１）近畿運輸局及び管内運輸支局並びに兵庫陸運部（以下、「局及び支局等」という。）は、関係事業者団体及び関係事業者に対して実施方法等を示し、総点検の指導を行うものとする。
（２）局及び支局等は関係事業者に対し、次の事項を指示するものとする。
① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
③ 総点検の結果（様式１）については、直近年度分を記録として保存し、可能な場合は自主点検の実施について、ホームページ等に掲載するなどの措置を講じること。
（３）局及び支局等は、総点検の査察対象事業者を選定し、事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するため、様

式２バス・ハイタク・トラック・軽トラックの「立入点検表」により査察するものとする。
　なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、適宜実施するものとする。

【バスターミナル事業者及び自動車道事業者について】
（１）近畿運輸局は、関係事業者に対して実施方法等を示し、総点検の指導を行うものとする。
（２）近畿運輸局は関係事業者に対し、次の事項を指示するものとする。
　①　総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
　②　重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
　③　総点検の結果（様式１）については、直近年度分を記録として保存し、可能な場合は自主点検の実施について、ホームページ等に掲載するなどの措置を講じること。
（３）近畿運輸局は、総点検の査察対象事業者を選定し、事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するため、様式２バスターミナル・自動車道の「立入点検表」により査察するものとする。

【貨物利用運送事業者について】
（１）局及び支局等は、関係事業者団体及び関係事業者に対して実施方法等を示し、総点検の指導を行うものとする。
（２）局及び支局等は関係事業者に対し、次の事項を指示するものとする。
　①　総点検は、現場機関のみに任せることなく、総点検最高責任者を選任し、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、総点検において不備、不適切な事項が確認された場合は、早期に適切な措置を行うこと。
　②　重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
　③　総点検の結果を、別添「自主点検表（貨物利用運送事業）」（様式１）により、直近年度分を記録として保存し、可能な場合は自主点検の実施について、ホームページ等に掲載するなどの措置を講じること。
（３）局及び支局等は、安全総点検の実施期間中に貨物利用運送事業法に基づく監査を実施する事業者について、併せて立入点検を実施するものとする。
（４）立入点検実施者は、立入点検の実施にあたっては、事前に、自主点検を実施させ、立入点検時に事業者から聞き取りを行い、立入点検の結果に不備等があった場合は不備事項等の改善を指導し、改善の完了予定日を責任者に確認の上、結果とあわせて様式２「立入点検表」へ記載するものとする。

【街頭検査等の実施及び局、支局における自己点検について】
（１）街頭車両検査等については、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
（２）一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行

及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。

（３）局及び支局等は、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について、点検を実施するものとする。

５．報告

運輸支局（陸運部）長は、総点検期間中における事故等の発生状況、自ら実施した査察、総点検の結果及び街頭検査の実施状況並びにこれらに対する所見について、様式２バス・ハイタク・トラック・軽トラック「立入点検表」、様式３－１「実施結果報告書（自動車運送事業）」（別紙１を含む。）及び様式３－２「街頭検査の実施状況」にとりまとめ、令和９年１月２９日（金）までに総務部長あて報告するものとする。

別紙１

点検項目（貨物利用運送事業）

点 検 事 項	点　検　項　目
１．危険物輸送を管理するための体制整備状況 (1) 法令等により遵守すべき事項 ① 品名確認の実施状況	・運送状の品名欄において品名が適切に記載されているか ・品名が不明な場合において荷主に対し品名について問い合わせることが徹底されているか ・輸送が禁止・制限されている貨物が不適切に輸送されていないか ・輸送に係る危険品申告等の手続きがとられているか
② 荷送人の貨物の荷造りの確認状況	・荷送人が行う危険品等の荷造りに当たって、適切に行われるよう荷送人に確認等を行っているか ・適切な荷造りが行われるための措置を講じているか
③ 貨物の荷造り仕分け等の実施状況	・貨物利用運送事業者自らの行う荷造りに際し、適切な荷造りを行うための措置を講じているか ・危険品の仕分け等を適切に実施し、輸送が禁止・制限されている貨物を仕分け時において確実に仕分けを行っているか
(2) 自社等ルールにより遵守すべき事項 ① 確実かつ適切に業務を遂行するための手順等の確認	・自社等のルールに定められた業務処理手順、例えば、貨物の到着確認、所在の確認、委託先事業者への情報伝達等を確実に行っているか
② 危険品等の取扱に関する手順等の確認	・①の確認に当たり、特に、危険品に係るラベリング・マーキング・表示、実運送事業者への危険品である旨の通知等を着実に行っているか ・危険品荷主リスト、危険品チェックリストの活用等により確実に危険品の確認が実施されているか
③ 爆発物・危険物等に従事する者への教育訓練の実施状況	・爆発物・危険物等に従事する者への教育訓練の内容、頻度及びその習熟度の確認を行っているか

④ 自主監査の実行状況、事故の報告体制の整備の確認	・「法令遵守状況チェックシート」（平成 21 年 6 月 24 日付国政参複第 66 号通達参照）の活用等により法令遵守状況を確認しているか ・事故時の連絡通報体制が整備され周知徹底されているか
２．自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況	・自然災害・事故・事件等発生時（テロ発生時を除く。）における対応措置（連絡通報体制、避難誘導体制等）を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。
	・自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。
３．テロ防止のための警戒体制の整備状況及びテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況	・営業所、車庫内外等の巡回が徹底して実施されているか
	・不審者情報の入手及び不審な貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか
	・テロ発生時における通報、連絡、指示体制が組織的に確立されているか
４．新型インフルエンザ等感染症対策等の実施状況 (1)職場内における新型インフルエンザ等感染防止対策の実施状況	・職場内における手洗い・うがい、マスクの着用及び消毒用アルコールを使用した手指消毒等の感染予防策を講じているか ・対策に必要な物資を備蓄しているか
(2)新型インフルエンザ等対応マニュアルの策定状況	・新型インフルエンザ等対応マニュアルが策定されているか
(3)新型インフルエンザ等発生時に備えた事業継続計画の策定状況	・新型インフルエンザ等感染症の発生時に備え、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の事業継続計画が策定されているか
(4) 新型インフルエンザ等感染症対策の周知・徹底状況	・上記の４．(1)～(3)について職場内で周知・徹底されているか